

第6章

飼料添加物販売業者届

1 飼料添加物販売の開始

飼料添加物を販売しようとする者は飼料安全法第50条第2項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事に届ける必要があります。

2 飼料添加物販売業者届の記載方法

飼料販売業者届に準じて記載してください。

(1) 販売に係る飼料添加物の種類

- ・飼料添加物製造業者届出に準じて、販売する飼料添加物の種類を記載してください。
- ・「別紙のとおり」として一覧表を添付してもよいです。

3 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料添加物販売業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物販売業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

なお、記載にあたっては「飼料販売業者届出事項変更届」に準じてください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料添加物の種類
- 4 飼料添加物の販売の開始年月日

4 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物販売業者事業廃止届」を提出してください。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料添加物販売業者届（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

販売開始の2週間前までに届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 ○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 ○〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇支店）
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇支店）

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇倉庫）
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇倉庫）

3 販売に係る飼料の種類

種	類
幼すう用プレミックス、ほ乳期子豚用プレミックス、 〇〇マイシン、ビタミンAD	

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
〇〇マイシン（精製級）	G r o w t h e r - 5

(試験研究用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
幼すう用プレミックス	幼すう用スーパーB

4 飼料の販売の開始年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日